

スポーツエコシステム推進協議会について

2022年2月7日

稲垣弘則（西村あさひ法律事務所 弁護士）

0. スポーツエコシステム推進協議会

■ 協議会の目的

- DX時代のスポーツ産業の資金循環強化及びスポーツを起点としたエコシステムの推進に向けて、専門家や世論を巻き込んだ活動を行う。具体的には、スポーツデータの活用やスポーツベッティング、ファンタジースポーツ、NFTやスポーツトークン等スポーツDX全般が射程。国際動向等に関する調査を行い、適正な市場形成のための具体的施策の立案・推進・広報を展開予定(本年1月31日に設立)。

■ 参画企業 (2月7日時点)

(理事企業)

梓設計、アビームコンサルティング、伊藤忠商事、SBプレイヤーズ、共同通信デジタル、KDDI、サイバーエージェント、CyberZ、Japan Baseball Data、スカパーJSAT、ソフトバンク、DMM.com、日本電気、乃村工藝社、データスタジアム、パーソルキャリア、ぴあ、富士通、ボストンコンサルティンググループ、マイナビ、マイネット、マネックスグループ、ミクシィ、みずほ銀行、メルカリ、ヤフー、楽天グループ

(一般会員企業)

NTTデータ、電通、三井物産

※ 元アスリートや有識者からなるアドバイザリーボードも設置(次項)



出所:

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODH2780Y0X20C22A1000000/>

1-1. NFTとは

■ NFT(非代替性トークン)

- ブロックチェーン等の分散型台帳技術により、①価値を送付・移転できる、②コピー・改ざんができない、③価値の移転を追跡することができる
- トークンに唯一無二の価値観を付与
- コピー・改ざんが容易なデジタルコンテンツに唯一性を持たせることが可能となる

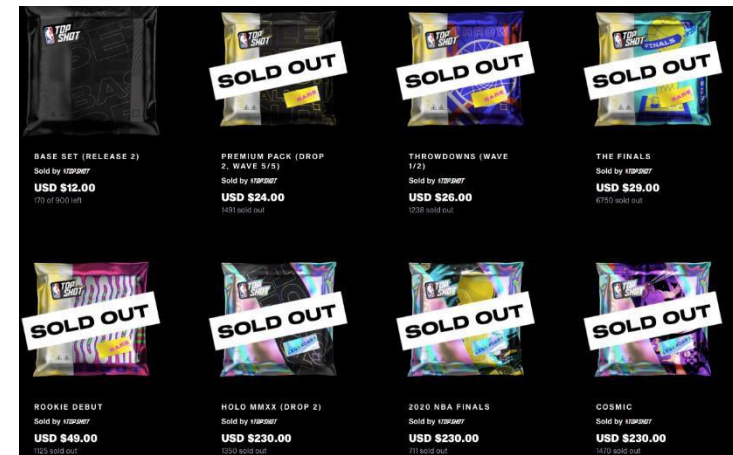
■ 市場規模

- NFTマーケットプレイス「OpenSea」は2022年1月前半の取引高が約27億ドル(約3,100億円)
- 2022年1月、シリーズCで3億ドル(約330億円)を調達し、評価額は133億ドル(約1兆4,630億円)となった

1-2. 近時の欧米の事例(NBA)

■ NBA Top Shot

- NBAがDapper Labs社と提携して選手のプレー動画のNFTをパッケージ販売
- 20万ドル(約2,200万円)以上の価格で取引される例も存在
- 通常のトレカと同様にパッケージの中に入っているコンテンツはランダムであるため、二次流通市場も活性化(95%が二次流通市場からの売上げ)
- Dapper Labs社は2021年9月、2億5,000万ドル(約275億円)の資金調達、ラ・リーガとの提携を公表
- チームや選手が独自にNFTを発行する例も存在

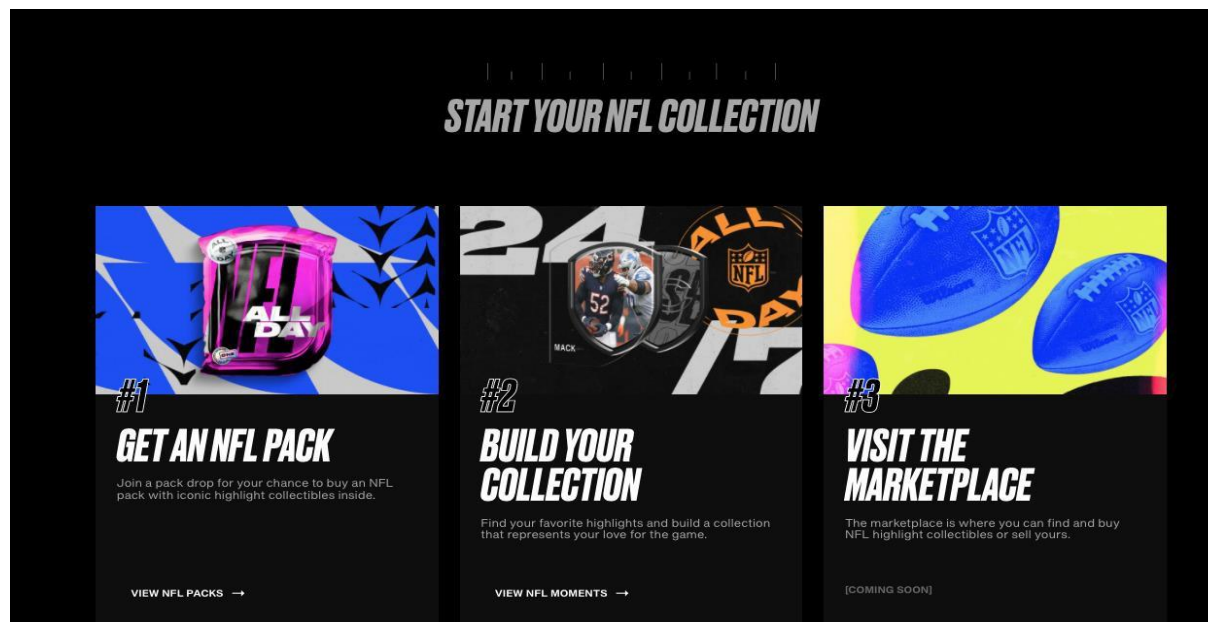


出所 : <https://nbatopshot.com>

1-2. 近時の欧米の事例(NFL)

■ NFL All Day

- Dapper Labs社との提携による、ハイライト映像NFTプラットフォーム(NBA Top ShotのNFL版のサービス)
- 2021年12月にクローズドでベータ版の提供を開始し、シーズン13週目からシーズン終了まで毎週新商品が提供されている
- 二次流通市場は未ローンチ(2022年1月末現在)

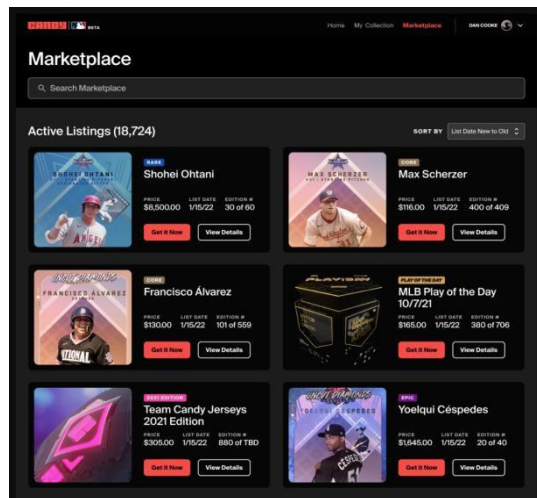


出所: <https://nflallday.com/>

1-2. 近時の欧米の事例(MLB)

■ CANDY Digital

- 2021年6月、Fanatics社会長ら3名のジョイントベンチャーとして設立、MLBの公式パートナーとなると同時にNFTコレクションの販売を開始(NBA Top ShotのMLB版のサービス。但し動画ではなくカードが取引対象)
- 2022年1月15日、二次流通市場がローンチ。最初の週末で約270万ドル(約3億円)(最初の8時間で100万ドル(約1億1,000万円))を売り上げた
- Fernando Tatis Jr.選手のカードが2万ドル(約220万円)で取引された最高記録がわずか10日後に大谷翔平選手のカードが約10万ドル(約1,100万円)で取引されて更新され、大きな話題に



出所: <https://mlb.candy.com/>

大谷翔平のNFT、野球史上最高額の1150万円で落札！415万円で売れた別の商品も

2/1(火) 11:18 配信 2 2 f



大谷翔平【写真: Getty Images】

次世代型デジタル・コレクティブ企業『キャンディー・デジタル』が取り扱うロサンゼルス・エンゼルスの大谷翔平投手の非代替性トークン（NFT）が、野球界における史上最高額で落札された。

【写真】トップは25億円超？日本人メジャーリーガーの歴代最高年俸ランキング

同企業はMLBと提携し、あらゆる選手のNFTをキャンディー・マーケット・プレイスで販売している。その中で「1 of 1 Legendary Shohei Ohtani Icon」というNFTが10万ドル(約1150万円)で取引されたという。これまでの

出所:

<https://news.yahoo.co.jp/articles/44ce8be384e573aa0b9c20da903d45eb885539bc>

1-3. NFT活用に際して問題となる主な法的規制

■ 賭博との関係

賭博罪(刑法185条、186条)の構成要件:

- ①偶然の勝敗により
- ②財産上の利益の
- ③得喪を争うこと
- ④失われ得る財産上の利益が一時の娯楽に供するものでないこと

- NFTの販売方法によっては賭博罪への該当性を検討する必要がある

例: NBA Top Shotのような発行者によるNFTの「パッケージ販売」を日本で行う場合

- ① 【該当】発行者はNFTを無作為に抽出してパッケージ化することが通常であり、ファンがどのNFTを購入することができるかは偶然の要素によって決定される
 - ② 【該当】スポーツビジネスで想定されるNFTは基本的に財産的価値が認められる
 - ④ 【該当】NBA Top Shotのような規模の取引を想定する場合、軽微性は認められない
- ⇒ ③「得喪を争う」という構成要件に該当するかが主に問題となる

1-3. NFT活用に際して問題となる主な法的規制

■ 賭博との関係

- ・ 発行者によるNFTの「パッケージ販売」を日本で行うことは可能か

→③「得喪を争う」場合とは、「勝者が財産を得て、敗者が財産を失う関係が生じた」といえる場合に該当すると解されている

- ✓ 一つの考え方として、そもそも発行者はNFTを販売してパッケージ価格(定額)を受け取っている以上、敗者として財産を失うことはないと解する可能性
- ✓ (仮に発行者が高い価値のNFTを低い価格でしか販売できなかったことをもって、敗者として財産を失ったと解するとしても、)発行者自身が市場価格での売買を制限することにより、発行者は市場価格で販売する機会がないため、敗者として財産を失うことはないと解する可能性
- ✓ (仮に客観的に高い価値のNFTを低い価格でしか販売できなかったことをもって、敗者として財産を失ったと解するとしても、)例えば、新規のNFTのみをパッケージに含めて販売する等、販売時点において高い価値のNFTであると合理的に判断できない場合には、敗者として財産を失うことはないと解する可能性(※)



- ・ 構成要件の解釈が不明確であるため保守的なサービスしか展開できないことが、諸外国と比較して、スポーツビジネスにおけるNFT市場拡大の大きな妨げとなっている

⇒ より合理的な解釈を示した官公庁によるガイドラインの策定や特別法の制定が望ましい

1-3. NFT活用に際して問題となる主な法的規制

■トークンに関するその他の法的規制

規制	判断基準	NFT	スポーツトークン(ST)
セキュリティトークン(集団投資スキーム持分) (金商法)	● 収益分配の有無	● 基本的には該当しない	● 基本的には該当しない
暗号資産 (資金決済法)	● 不特定者に対する代金の支払等に使用できるか	● 性質上該当しにくい(個々のNFTが固有の内容・価値を有しているため)	● 性質上該当する可能性がある(個々のSTが同一の内容・価値を有するケース)
為替取引(資金移動) (銀行法・資金決済法)	● 隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みか ● 払戻しが可能か	● 基本的には該当しない * NFT/STを利用して資金を移動する仕組みが構築されていないのであれば、基本的に該当しない	
前払式支払手段 (資金決済法)	● 以下の要件を満たすか ① 価値の保存 ② 対価発行 ③ 権利行使 ● 払戻しが原則不可か	● 基本的には該当しない * 発行者その他の特定の者に対する決済等に使用できる仕組みが構築されていないのであれば、基本的に該当しない	

- そのほか、NFT保有者の権利性、著作権・肖像権・パブリシティ権との関係、景品表示法との関係等が問題となり得る

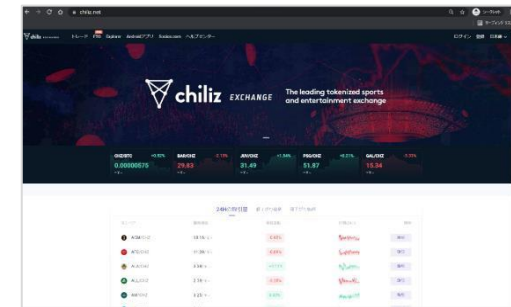
2-1. スポーツトークン

■ スポーツトークンとは

- スポーツのファンが一定の権利(例えば、チームのテーマソングの決定に関する投票権など)を得る標章として発行される、ブロックチェーン技術を利用したトークン
- 海外では、ビットコインやその他暗号資産と同様、デジタル資産として取引所で取引される

■ チリーズ

- Socios.comというプラットフォーム上で「ファントークン」を発行
- チームごとに内容・価格は異なるがファン同士で取引を行うファントークンの二次流通市場も存在
- FCバルセロナのファントークン(BAR)が1枚2ユーロで販売され、2時間を待たずに60万枚(約1億5,000万円)が完売



出所: <https://www.chiliz.net/>

トークン購入でJCLを支援する
ブロックチェーン技術を利用したクラウドファンディングサービス
「FINANCIE」にてトークン新規発行・販売開始!

株式会社ジャパンサイクルリーグは、2022年1月7日(金)11:00より、株式会社フィナンシェ(本社 東京都渋谷区 代表取締役 國光 宏尚)が提供するブロックチェーン技術を利用したクラウドファンディング2.0「FINANCIE」にて、トークンを新規発行・販売を開始いたしました。



■ トークン発行の目的

ジャパンサイクルリーグ(以下、「JCL」という。)は、2021シーズンより「自転車を通じた地方活性化促進」を合言葉に、地域定着型チームが枚岩となり構成された、国内で新たにスタートとしたサイクルロードレースリーグです。主な加盟チームは、ホームタウンを持つ地域定着型チームと国際自転車競技連合加盟の国内コンチネンタルチームで構成され、ホームチーム・自治体・JCLの3者連携により全国各地に魅力あるサイクルロードレースを開催します。

出所:

<https://jcleague.jp/90cc7e099d51640b5f04f473bf1723c3e97e9344.pdf>

■ フィナンシェ

- 2020年、国内初事例としてプロサッカークラブを対象としたスポーツトークンを発行
- スポーツトークンを保有することにより、応援メッセージの掲載権、グッズのデザイン案等の各種投票企画への投票権、特別体験への抽選応募権、専用トークルームへの参加権等が与えられる
- 現在、JリーグやBリーグのチーム等に対してサービスを展開

2-2. スポーツトークン固有の法的論点

■ 暗号資産との関係

- 暗号資産への該当性は「不特定者に対する代金の支払い等に使用できるか」が判断基準となる
 - ✓ スポーツトークンの場合、NFTとは異なり、通常、個別性が捨象されている
 - ✓ 二次流通の場において法定通貨又は暗号資産と一定のレートで自由に交換できる仕組み等を介在させることにより、「不特定者に対する代金の支払い等に使用」することも可能な性質を有しているケースも存在

トークン	代替性	例
FT(ファンジブルトークン) = スポーツトークン	あり(無個性)	暗号資産、クーポン、ポイント
NFT(ノンファンジブルトークン)	なし(有個性)	デジタルアート、デジタルトレーディングカード



- トークンの性質・仕組み・用途、当該トークンを利用する事業やサービスの内容等を踏まえて個別具体的な判断が必要となるため、法的にグレーなサービスが展開されるおそれ
 - ⇒ 適法に実施可能な事業スキームの検討や、セーフハーバーを示した官公庁によるガイドラインの策定が望ましい
 - ⇒ 経済産業省によるグレーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度の積極的な活用も検討に値するか

西村あさひ法律事務所